

・平成27年度国民健康保険会計決算状況について

○ 決算概要

歳入 947.8億円 - 歳出 968.0億円 = 収支△ 20.2億円（赤字）

（※繰上充用額 20.4億円を除く）

累積赤字：△20.4億円（H26末） ⇒ △40.6億円（H27末）

○ 「国民健康保険会計収支推計」（※H26以前は、「国民健康保険会計健全化計画」）

・ 総括表

（単位：億円）

	H24		H25		H26		H27	
	計画	決算	計画	決算	計画	決算	推計	決算
歳入	834	834	852	825	881	832	944	948
保険料	166	165	163	165	170	161	158	156
収納率	88.00%	87.09%	88.50%	87.29%	89.00%	87.76%	88.26%	87.55%
国支出金	245	227	251	230	258	235	233	239
一般会計繰入金	88	93	88	92	88	89	87	87
うち赤字補てん分	28	28	28	28	28	20	8	8
歳出	817	803	841	818	866	837	974	968
保険給付費	552	530	565	535	580	552	566	563
伸率	2.5%	△0.2%	2.4%	0.9%	2.6%	3.1%	2.6%	2.0%
単年度収支	17	31	11	7	15	△ 5	△ 30	△ 20
累積収支（推計）	△ 38	—	△ 27	—	△ 12	—	△ 50	—
累積収支（決算）	—	△ 22	—	△ 15	—	△ 20	—	△ 40

・ 推計目標指標（再掲）

	H25		H26		H27	
	計画	決算	計画	決算	推計	決算
収納率（一般・現年）	88.50%	87.29%	89.00%	87.76%	88.26%	87.55%
保険給付費伸率	2.4%	0.9%	2.6%	3.1%	2.6%	2.0%

○ 決算収支推移

★平成元年度以降の『決算収支推移』

（単位：億円）

年度	H元	2	3	4	5	6	7	8	9	10
単年度収支	4.8	7.5	2.7	0.0	0.0	△ 3.9	△ 4.6	△ 6.4	△ 5.7	△ 11.0
累積収支	△ 10.0	△ 2.5	0.2	0.2	0.2	△ 3.7	△ 8.3	△ 14.7	△ 20.4	△ 31.4

年度	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
単年度収支	△ 2.7	△ 1.6	△ 12.7	△ 12.9	△ 4.3	0.4	△ 2.0	2.2	△ 13.7	△ 1.5
累積収支	△ 34.1	△ 35.7	△ 48.4	△ 61.3	△ 65.6	△ 65.2	△ 67.2	△ 65.0	△ 78.7	△ 80.2

年度	21	22	23	24	25	26	27
単年度収支	△ 1.8	9.2	19.8	31.1	7.0	△ 5.5	△ 20.2
累積収支	△ 82.0	△ 72.8	△ 53.0	△ 21.9	△ 14.9	△ 20.4	△ 40.6

☆ 主な項目の前年度比較

被保険者数は減少しているものの、高齢化の進展に伴い、一人あたり保険給付費は増加している。

			26年度	27年度	前年比	
1	被保険者数(年度平均)		187,492 人	182,057 人	△ 5,435 人	
		若人	126,071 人	118,985 人	△ 7,086 人	
		前期	61,421 人	63,072 人	1,651 人	
2	世帯数(年度平均)		109,985 世帯	108,218 世帯	△ 1,767 世帯	
3	国保加入率(H28.3月現在比)					
		被保険者	25.1 %	24.2 %	△ 0.9 ポイント	
		世帯	33.1 %	32.0 %	△ 1.1 ポイント	
4	1人あたり保険給付費		291,036 円	305,944 円	14,908 円	+ 5.1%
		若人	204,069 円	211,450 円	7,381 円	+ 3.6%
		前期	469,540 円	484,208 円	14,668 円	+ 3.1%
5	保険料（医療・後期・介護計、1人あたり賦課額）					
		平均	94,102 円	93,198 円	△ 904 円	△ 1.0%
		一般	93,407 円	92,688 円	△ 719 円	△ 0.8%
		退職	124,935 円	115,430 円	△ 9,505 円	△ 7.6%

☆ 保険給付費の推移

保険給付費は年々増加傾向であり、平成27年度は前年度比2.0%（+11億円）の増加となった。

	H21 (合併)	H22	H23	H24	H25	H26	H27
保険給付費	501億円	519億円	531億円	530億円	535億円	552億円	563億円
対前年増減	+58億円	+18億円	+12億円	△1億円	+5億円	+17億円	+11億円

対前年比+2.0%

☆ 収納率の推移

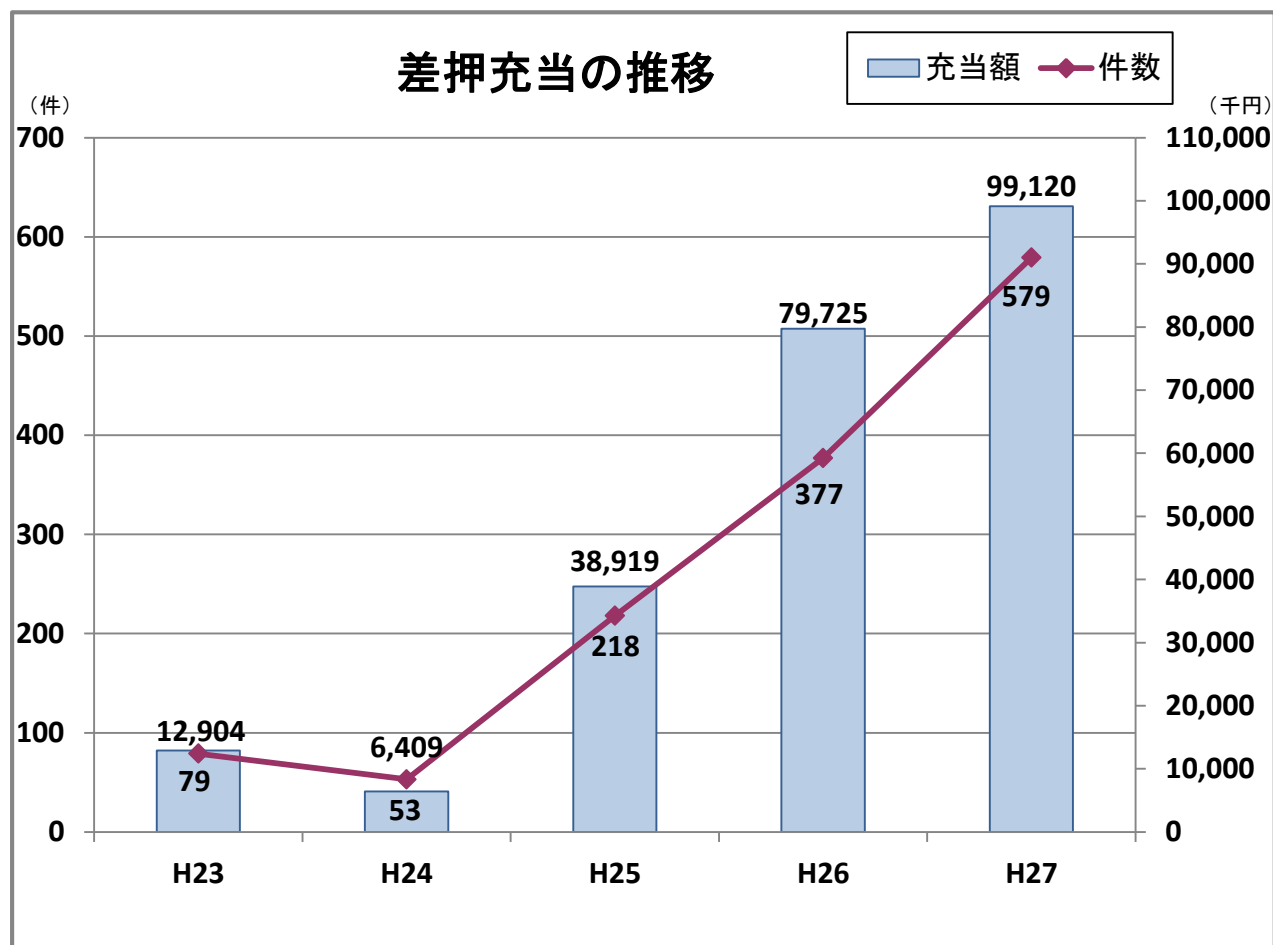
差押等による収納対策強化により、近年、収納率は増加傾向にあったものの、平成28年熊本地震の影響等もあり、平成27年度は前年度を下回った。

【収納率推移】 ～平成元年度以降の「一般・現年分」～

年度	元	2	3	4	5	6	7改定	8	9	10
収納率	89.72%	89.75%	89.77%	90.88%	90.44%	90.23%	89.59%	88.87%	88.35%	87.38%
対前年増減		0.03%	0.02%	1.11%	△0.44%	△0.21%	△0.64%	△0.72%	△0.52%	△0.97%

年度	11改定	12	13	14	15改定	16	17	18改定	19	20
収納率	86.68%	86.85%	85.75%	86.07%	86.18%	85.61%	85.97%	85.81%	85.94%	85.26%
対前年増減	△0.70%	0.17%	△1.10%	0.32%	0.11%	△0.57%	0.36%	△0.16%	0.13%	△0.68%

年度	21	22	23改定	24	25	26	27
収納率	85.76%	87.05%	87.03%	87.09%	87.29%	87.76%	87.55%
対前年増減	0.50%	1.29%	△0.02%	0.06%	0.20%	0.47%	△0.21%



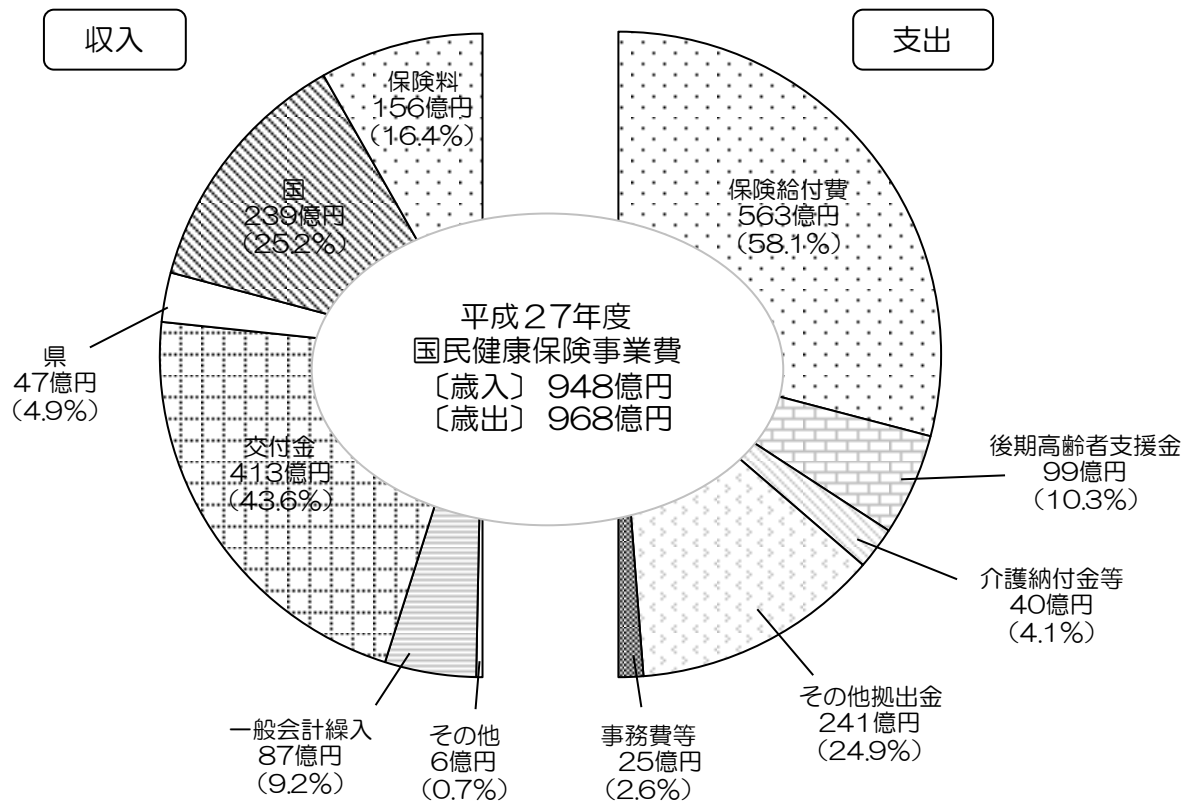
☆ 平成27年度決算内訳

(千円)

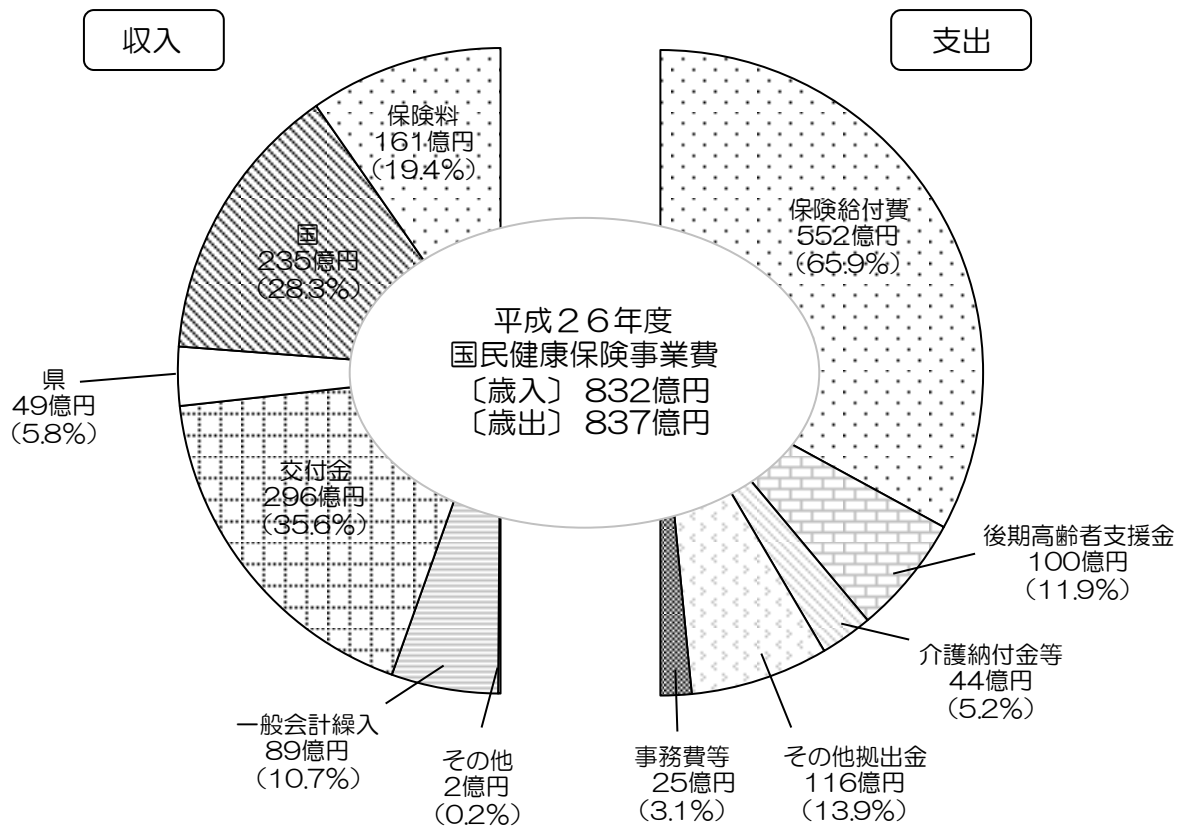
	欄 番 号	平成26年度 決算 A	平成27年度 決算 B	対前年増減 B-A	説 明
保険料	①	16,126,788	15,580,127	△ 546,661	① 収納率（一般・現年） 87.55%（対前年△0.21%）
現年度分	②	15,519,749	14,914,100	△ 605,649	
滞納繰越分	③	607,039	666,027	58,988	
国庫支出金	④	23,498,361	23,876,515	378,154	
県支出金	⑤	4,856,093	4,701,239	△ 154,854	
前期高齢者交付金	⑥	16,166,667	16,391,881	225,214	⑥ 前期高齢者にかかる財政調整制度
療養給付費交付金	⑦	2,095,086	1,297,056	△ 798,030	⑦ 退職者医療制度の経過措置
共同事業交付金	⑧	11,378,619	23,601,290	12,222,671	⑧ 保険財政共同安定化事業等にかか る国保連合会からの交付金
一般会計繰入金	⑨	8,890,446	8,686,953	△ 203,493	⑨ 一般会計繰入金 法定分 ⑩～⑬ 76億円 法定外分 ⑭・⑮ 11億円
保険基盤安定	⑩	3,681,976	4,700,421	1,018,445	
職員給与費等	⑪	1,243,087	1,280,880	37,793	
出産育児一時金	⑫	287,224	266,741	△ 20,483	
財政安定化支援	⑬	1,352,245	1,378,511	26,266	
赤字補てん	⑭	2,000,000	800,000	△ 1,200,000	
その他繰入	⑮	325,914	260,400	△ 65,514	
諸収入等	⑯	152,145	642,005	489,860	
歳入合計	⑰	83,164,205	94,777,066	11,612,861	
総務費	⑱	1,261,293	1,303,005	41,712	
保険給付費	⑲	55,169,817	56,269,264	1,099,447	⑲ 保険給付費伸率 +2.0% （推計+2.6%）
療養給付費等	⑳	54,566,848	55,699,329	1,132,481	
出産育児一時金	㉑	431,028	400,288	△ 30,740	
葬祭費	㉒	16,760	16,940	180	
審査支払手数料	㉓	155,181	152,707	△ 2,474	
後期高齢者支援金	㉔	9,977,699	9,927,177	△ 50,522	㉔ 後期高齢者にかかる支援金
介護納付金	㉕	4,354,677	3,957,856	△ 396,821	㉕ 40歳以上～65歳未満の第2号 被保険者分介護保険料納付金
老人医療拠出金	㉖	373	373	0	
前期高齢者納付金	㉗	7,777	6,770	△ 1,007	
共同事業拠出金	㉘	11,608,317	24,128,859	12,520,542	
保健事業費	㉙	405,780	374,008	△ 31,772	
諸支出金等	㉚	932,584	830,244	△ 102,340	
歳出合計	㉛	83,718,317	96,797,556	13,079,239	
単年度収支	㉜	△ 554,112	△ 2,020,490	△ 1,466,378	
前年度繰上充用金	㉝	1,491,930	2,046,042	554,112	㉝ H26赤字収支への繰上充用
累積収支	㉞	△ 2,046,042	△ 4,066,532	△ 2,020,490	

(参考) 決算構成比

H27年度決算



H26年度決算



- 平成28年熊本地震への対応について

【平成28年熊本地震で被災された被保険者への支援について】

熊本地震により、被災された被保険者に対して、以下の支援制度を実施している。

○ 国民健康保険料の減免（平成28年度）

- 熊本地震により、住家が半壊以上の被災をした被保険者や、主たる生計維持者の事業収入等に一定以上の減少が見込まれる被保険者等について、その被害状況に応じて、国民健康保険料を減免する。

▽ 国民健康保険料減免申請状況

申 請 件 数
2,240 件

※ 平成28年6月末現在

○ 国民健康保険医療費の一部負担金（窓口負担）の免除（平成28年度）

- 熊本地震により、住家が全半壊の被災をした被保険者等が、医療機関を受診する際に、その旨を医療機関等の窓口で申し立てた場合に、医療費の一部負担金（窓口負担）を免除する。

▽ 国民健康保険料一部負担金免除状況

免 除 件 数	免 除 額
206 件	3,076,220 円

※ 平成28年6月末現在（平成28年4月診療分）

※ 財源について

- これらの支援制度については、減免額又は免除額の8／10について、国の財政支援が行われることとなっている。

熊本地震による国民健康保険料の減免について

この度の熊本地震で被害に遭われた皆様には、心よりお見舞い申し上げます。
熊本市では、地震被害を受けられた世帯の平成 28 年度国民健康保険料について、
次のような減免措置を行います。

① 世帯主が「死亡」「行方不明」「重篤な傷病を負った」のいずれかとなった場合

- 減免される国民健康保険料 … 年間保険料の全額
- 減免申請時に必要になる書類
 - ・「死亡」の場合 … 死亡診断書、死体検案書、死亡診断書に準じる医師による証明書のいずれか
 - ・「行方不明」の場合 … 警察等に行方不明者に係る届出をしていることが確認できるもの
 - ・「重篤な傷病を負った」場合 … 医師の診断書

② 居住する住宅に「半壊」以上の損害を受けた世帯（住家のり災証明書の基準に基づき判定されます）

- 減免される国民健康保険料（り災証明書記載の損害程度の区分に応じて異なります。）
 - ・「全壊」の場合 … 年間保険料の全額
 - ・「半壊または大規模半壊」の場合 … 年間保険料の半額
- 減免申請時に必要になる書類 … り災証明書

③ 世帯主の事業収入等に一定以上の減少が見込まれる場合

- 下記の全てに当てはまる方が対象となります。
 - ・被災後の事業収入等（給与含む）が平成 27 年中の事業収入等の額から 10 分の 3 以上減少する方（ただし、保険金・損害賠償等の補填がある場合、その部分は減少した金額に含めません）
 - ・平成 27 年中の合計所得金額が 1 0 0 0 万円以下である方
 - ・減少することが見込まれる事業収入等以外の平成 27 年中所得の合計額が 4 0 0 万円以下である方
- 減免される国民健康保険料 … 前年の合計所得金額に応じ、年間保険料の 2 0 %～1 0 0 %
- 減免申請時に必要になる書類 … 確定申告書の控えその他所得が減少したことが確認できるもの（廃業届など）

国民健康保険料の減免を受けるには申請のお手続きが必要です

- ①～③それぞれにあげた「減免申請時に必要になる書類」のほか、次の書類を窓口でご提示ください。
 - ・顔写真つきの身分証明書（マイナンバーカード、運転免許証など）
 - ・認印
 - ・国民健康保険証
 - ・平成 28 年度国民健康保険料納付通知書
- 減免申請のお手続きは、お近くの区役所区民課で行っていただけます。
（市役所本庁にお越しの方は、中央区区民課ではなく「71 番」の納付相談窓口にてお手続きください）
- 上記条件に当てはまらない場合でも、減免が受けられる場合があります。
詳しくはお問い合わせください。

【国民健康保険料の減免に関するお問い合わせ先】

国 保 年 金 課：096-328-2290 東区役所区民課：096-367-9125 西区役所区民課：096-329-1198
南区役所区民課：096-357-4128 北区役所区民課：096-272-6905

保険証や現金がなくても

医療機関等を受診できます



ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

平成 28 年 4 月

○ 次の要件のうち①～⑤のいずれかに該当する方は、医療機関等の窓口でその旨をご申告いただくことで、医療保険の窓口負担の支払いがいったん猶予され、受診した際に支払いを求められることはありません。

[要件]

- ① 住家の全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をされた方
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

※ 対象者は次の医療保険に加入されている方です。

- ・ 熊本県内の全ての市町村の国民健康保険
- ・ 熊本県後期高齢者医療
- ・ 協会けんぽ、熊本県内の全健保組合を含む一部の健保組合

※ 保険証なしでも医療機関等を受診できます。

対象保険者の詳細
はこちらのQRコード
でご確認下さい



○ さらに、熊本県内の全ての市町村国保・後期高齢者医療に加入している方などは、猶予された窓口負担は免除され、後日、お支払いいただく必要もありません。

※ この免除を受けるためには、上記の要件に該当する必要があることから、医療機関等の窓口でご申告いただいた内容について、後日、ご加入の保険者から、確認が行われることがあります。

○ なお、入院時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。

○ この窓口での取扱いは平成28年7月末までです。

○ この窓口負担の取扱いについて、ご不明な点があれば、ご加入の各保険者にお問い合わせ下さい。